

掛川市規則第8号

掛川市知的障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに制定する。

平成31年3月22日

掛川市長

(別紙)

掛川市知的障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則

掛川市知的障害者福祉法施行細則（平成17年掛川市規則第86号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「前項に規定する額」の次に「（以下「費用額」という。）」を加え、「決定し、又は変更したとき」を「決定したとき」に、「徴収額決定（変更）通知書」を「費用額決定通知書」に改める。

第8条の見出しを「（費用額の変更）」に改め、同条第1項中「前条の規定にかかわらず、費用を徴収しない」を「費用額を変更することができる」に改め、同条第2項中「不徴収事由申告書」を「費用額変更事由申告書」に改め、同条第3項を次のように改める。

3 市長は、第1項の規定により費用額を変更したときは、費用額変更通知書（様式第13号）により納入義務者に通知するものとする。

別表第1備考5の(2)中「及び第24項」を「及び第25項」に改める。

様式第13号中「第7条関係」を「第7条、第8条関係」に、「徴収額決定（変更）通知書」を「費用額決定（変更）通知書」に、

「

費用徴収額	年 月 日から月額	円
-------	-----------	---

」

を

「

費用額	年 月 日から月額	円
-----	-----------	---

」

に改める。

様式第14号を次のように改める。

費用額変更事由申告書

年 月 日

（あて先）掛川市長

住 所
申告者
氏 名 ㊟

掛川市知的障害者福祉法施行細則第8条第2項の規定により、次のとおり申告します。

対象者	氏 名		生年月日	年 月 日
	住 所			
該 当 年 月 日	年 月 日			
費用額の区分	<input type="checkbox"/> 障害福祉サービスの提供 <input type="checkbox"/> 障害者支援施設等への入所			
該 当 区 分	1 措置を受けている知的障害者又はその扶養義務者が失業、疾病等により著しく所得が減少し、費用の負担が困難である。 2 措置を受けている知的障害者又はその扶養義務者が災害等により生活が著しく困難となり、費用の負担が困難である。 3 上記区分に準ずる事由 <div style="text-align: center; margin-top: 10px;"> [</div>			

（注）

- 1 費用額の区分の欄は、該当する項目にレ印を付けてください。
- 2 該当区分の欄は、該当する番号を○印で囲んでください。また、3に該当する場合は、具体的な事由を記入してください。
- 3 費用額変更の事由を証する書面を添付してください。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

